

札幌駅前通北街区地区における屋外広告物審議会の特例許可について

現在の札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区（以下、「駅前通」）の告示案（抜粋）

告示第4項第2号

表示又は設置しようとする広告物等が条例第11条第2項第1号に規定する自家用広告物で、デザイン性が高く、地区景観の向上に寄与するものであると市長が認めるときは、別に定める場合（自主的組織の決定による特例・資料4参照）に限り別表1に掲げる許可基準を適用しない。

現在の告示案によると、許可基準の特例が認められるのは、

当該広告物が自家用広告物である

自主的組織による特例許可の決定を経たものである

以上2点両方の条件を満たした場合に限られるため、屋外広告物審議会における特例許可は駅前通には及ばないことになる。

駅前通において、屋外広告物審議会による特例許可を規定すべきか？

規定する場合、特例の範囲をどこまで広げるべきか？

